

平成30年9月

平成29年度事業の男女共同参画審議会による評価

総 評

柏崎市における男女共同参画推進の取組は、各課から提出された一次評価書を見ると、昨年に引き続き、事業を担当する各課の努力により着実に進められていることが分かる。

計画指標の内各年比較できるものの数値を見ると、32年度目標値に近づいている項目もあれば、まだまだの項目もあるが、数値を増やすことだけが目標ではない。ハッピー・パートナー企業の登録数で言えば、毎年登録数は増えている。しかし、本来の目標は、ワーク・ライフ・バランスに配慮した働き方を広めることである。また、「市の審議会等の女性の登用率」や「コミュニティ推進協議会における女性役員の割合」についても、数値だけを追うのではなく、男女共同参画の意義を理解してもらい意識改革が男女共に重要である。これら本来の目標を改めて認識した上での取組が必要である。

また、継続して取り組んでいる事業について、継続することは大事だが、目的や意図が伝わる周知方法の工夫が必要である。

次頁以降に続く審議会委員の評価を含む二次評価書をご覧いただき、事業実施の際の参考にしていただけると幸いです。

柏崎市男女共同参画審議会

I 男女共同参画への理解の促進

重点目標1：男女共同参画の意識づくり

二次評価（人権啓発・男女共同参画室による評価）

毎年、「男女共同参画週間」に合わせ、広報の1ページを活用して、男女共同参画社会の実現を目指して、特に市民に伝えたい記事をピックアップ記事として掲載するとともに多くの市民が訪れる市役所のロビー、ソフィアセンターを活用したパネル展を開催し、視覚的にわかりやすい広報・啓発を継続的に行っている。

男女共同参画社会の形成を目指した市の一番大きなイベントである「柏崎フォーラム」は、男女が等しく同じ人間として一人ひとりの個性や能力を發揮しながら、社会のいろいろなところでみんなが責任を持って活動することを様々な団体がネットワークを広げながら行っている。平成29年度は「広報かしわざき」への掲載をやめて、チラシを全戸配布に変更したことで、ワークショップ参加者が増加するとともに、基調講演の当日参加も多かった。一人でも多くの市民の方に男女共同参画の趣旨が伝わる機会となるよう、参加団体及びイベント参加者を増やす取組が必要である。

男女共同参画審議会委員による評価

- ・ 柏崎フォーラムの開催期間に特別支援学校のパネル展示を行っているが、開催日だけでも同じ会場で展示ができると、人権に配慮した一体感のある柏崎フォーラムになり、なお良かった。
- ・ 柏崎フォーラムが男女共同参画に関連するイベントだということが分かりにくい。目的や意図が伝わるようなわかりやすい名称、周知方法が必要である。
- ・ 柏崎フォーラムの開催や人権擁護団体による人権啓発活動が様々な年代に対して広く行われていると思うが、多くの市民はどこか「他人事」のように感じているのではないか。関心のない方にどれだけ関心を持ってもらうか、意識づくりが大切である。催し物に参加しない方や広報を読まない方にも啓発できるよう、幅広い広報的活動に期待する。
- ・ 男女共同参画の意識を自分事とするためには、事業主、管理職等の意識改革が必要である。トップダウン、ボトムアップ両面から意識づくりを図る手立てを継続してほしい。
- ・ 人権というと難しくとらえられる。「性別による人権侵害などの相談窓口」のリーフレットは、「人権」の文字を省き、親しみやすくする必要があるのでないか。
- ・ 広報の記事を見てどのように市民が思ったのかを担当課が知る機会を持つことがあってもよいのではないか。その意見を元に次年度の広報啓発をどのようにしていくかを考えるサイクルがあると、評価しやすい。
- ・ 広報啓発活動は、例えば今年は若い方、次年度は中高年等と強化対象の年代を変えた企画があってもよいのではないか。意識づくりのためには広く参加してもらうことが一番大切である。
- ・ 時間の経過とともに、男女共同参画社会への認識は広まってはいるものの、本当に理解することは難しく、繰り返し日々問いかけるような自然体の方法や、視点を変えての説明など切り口を変えてみる価値はあるのではないか。

I 男女共同参画への理解の促進

重点目標2：男女平等を推進する教育・学習の充実

二次評価（人権啓発・男女共同参画室による評価）

人権教育に関する授業公開を保護者向けに実施するとともに、教職員を対象とした研修会を行っている。次代を担う子どもたちが男女平等意識を育んでいくためにも、教職員、保護者への啓発は重要であり、取組を継続実施する必要がある。

生涯学習課（現：文化・生涯学習課）では、エイジレス講座、シニアカレッジ講座、こども向け講座等で幅広い年代の市民が学習する機会の提供を行っている。こども向け講座では9回のうち、5回を親子参加型とし、親子で学ぶ機会の場を提供している。男女共同参画の視点に立った、受講者にとって魅力ある講座の継続実施が必要である。

SNSなどによる人権侵害が問題となっており、メディアリテラシーの育成は重要な課題である。時代の変化や技術の進展に合わせた教育・学習の充実を図り、人権の尊重や保護の意識の醸成が必要である。

男女共同参画審議会委員による評価

- ・文化・生涯学習課で取り組んでいる講座は、メニューの見直しを行ったり、受講後、提出してもらうアンケートの要望や反応を次年度のメニュー更新に反映させる等、計画・実践・評価・課題→再計画とわかりやすい。
- ・メニューにない講座開催の提案を受けて実現することができたのはとても良い。市民の提案を前向きに検討してくれることがわかると、今後も市民から様々な提案が出るのではないかな。また、市職員だけでは思いつかない新たな事業を展開することも可能ではないかな。
- ・学校教育と生涯教育の両輪で進めていることで、確実に効果が上がっている。
- ・学校教育では、男女に関わらず引き続き人権感覚、平等意識の高揚と情報教育の充実を図っていかなければならない。
- ・小中学校教職員への研修、保護者への情報提供等、継続して行う必要がある。
- ・道徳の時間でも、人権や男女共同参画について論じられるとよい。
- ・基本はやはり家庭からであり、夫婦など家庭内の男女共同参画の重要性を教育現場から促していけるのではないかな。
- ・小学校ではあまり男女意識がなくても、社会に出るといつの間にか男女の役割を認識している。中学校等、より社会に近い人達への働きかけが必要である。
- ・未就学児の保護者に対して、メディアに関する学習の場の提供や啓発活動の場があまりないように思える。幼児が虐待されるニュースが増えていることもあり、相談できる環境づくりや家庭教育支援等、啓発活動がより求められていると感じる。
- ・企業等とのネットワーク化（情報の共有等を含め）が必要ではないかな。
- ・メディアリテラシーの育成については、より気軽に学習の機会が得られるような仕組みがあるとよい。情報を入手することは比較的容易だが、ルールやマナー等分からない状態で安易に入手する危険もある。メディアに触れる前にリスク回避について学習する機会があるとよい。

II 男女が共に働きやすい環境の整備

重点目標3：働く場での男女平等の推進

二次評価（人権啓発・男女共同参画室による評価）

女性の活躍を推進するための意識醸成とキャリア構築のためのセミナーを、対象者を変えるなど工夫して3回実施している。女性が活躍するために必要な知識や情報を提供する場をつくることで、女性の社会参加の促進が期待できる。開催方法を工夫しながら、継続して取り組んでいく必要がある。

中小企業等女性活躍推進事業助成金、男性の育児休業取得促進事業奨励金、育児休業代替要員確保事業補助金については、県事業であるハッピー・パートナー企業に登録してあることが条件であるため、男女共同参画の視点でも効果が期待できることから、制度の周知を継続的に取り組んでいく必要がある。

セミナー開催や補助金等の支援制度により、雇用や就労における男女平等の推進は一定程度進んでいるが、経営上や人材育成上のメリットを経営者自らが認識し、積極的に取り組むことが望まれる。

男女共同参画審議会委員による評価

- ・商工会議所と連携した創業（起業）に関する相談会等の実施回数が多く、また、相談件数も多いことから、子育てのため、いったん離職した女性が社会参加を考える機会に繋がり、大いに評価できる。
- ・中小企業等女性活躍推進事業助成金、男性の育児休業取得促進事業奨励金、育児休業代替要員確保事業補助金について、取得した方がどのように活用したのかを広報することで制度の周知を図ってほしい。また、企業・職場（特に中小企業）にとって使い勝手がいい制度となっているのか、改善点はないのかを検証する必要がある。
- ・「農村地域生活アドバイザー」や「なりわいの匠」の認知度が低いのではないかと、周知の工夫が必要である。
- ・経営者の認識度を高める具体的手立てが必要である。
- ・女性が働きやすい職場づくりの推進には、男性の長時間労働などの働き方を改善していく施策も同時に行っていく必要がある。性別に関係なく能力を発揮できる職場づくりを目指し、誰もが安心して働く事ができる環境を整えていく視点での施策が必要ではないか。
- ・「働く場での男女平等」とはどのような状態であればそう思えるのかは、個々の職場で異なると思うが、実際に就業している方が平等を感じていないところが何なのかを知ることも必要ではないか。それが明確になると、自分の職場はどうだろうかと考えるきっかけにもなる。
- ・雇用や就労における男女平等の推進については、少子化や若年層の労働者不足を補うためにも不可欠である。社員のキャリア形成については各企業でも人材育成という観点から実施していると思うが、本人が希望しないなど問題はあある。女性の意識を変えるためにも継続してセミナーを開催することが必要である。

II 男女が共に働きやすい環境の整備

重点目標4：ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進

二次評価（人権啓発・男女共同参画室による評価）

仕事と介護の両立をテーマに、ワーク・ライフ・バランスの必要性や取組に対する理解を深め、生き生きと働き続けられる職場環境づくりを考える機会として、事業主を対象としたセミナーを開催した。仕事と家庭生活を両立できる職場環境づくりを考える機会として、周知・啓発を継続していく必要がある。平成29年度のハッピー・パートナー企業新規登録は3社であり、平成30年度3月31日現在の登録数は38社となり、平成32年度の目標値40社まであと2社となった。

ハッピー・パートナー企業の登録は伸びているが、中小企業等女性活躍推進事業助成金の申請はゼロであり、原因究明と、より利用しやすい制度となるよう見直しが必要である。

ファミリーサポートセンター、早朝・延長保育、児童クラブ等の事業を通して、子育て支援体制の整備を行っている。子どもを持つ親が仕事を継続あるいは再就職できるための環境づくりとして、今後も継続した取組が必要である。

男女共同参画審議会委員による評価

- ・今の子育て支援体制は働き続けたい親にとっては本当に有り難い。どのような支援が必要なのか、親の意見も取り入れ、社会全体で支援できるとよい。
- ・育児休業取得促進のための補助金・奨励金制度のチラシを、出生時の福祉課での手続きの際に配布するのもよいが、妊娠中の検診時など、もっと川上からの情報提供も必要ではないか。
- ・職場における制度や権利が有効に活用されているのか疑問である。職場内の研修も必要ではないか。
- ・中小企業等女性活躍推進事業助成金に関して、より利用しやすい制度になるよう見直しが必要である。例えば、個人事業主の連合体での申請（研修会などに活用）が可能になると、きっかけとなり、より多くの事業所が申請しやすくなるのではないか。起業した女性の個人事業主も増えつつあることから、子どもを持つ親として仕事を継続していくためにも、多くの仲間づくりと仕事をしやすい環境づくりにも繋がるのではないか。
- ・ハッピー・パートナー企業に登録している企業がどのようにワーク・ライフ・バランスに配慮しているか、その企業に勤めている方がそれをどのように認識しているかを知ることも必要ではないか。登録企業を増やすことが目標ではなく、ワーク・ライフ・バランスを配慮した働き方を広めることが目標だと思うので、良い事例を市民向けに周知してみてもどうか。他の企業の取組を知ることで、今後の取り組み方等に気づききっかけになる。
- ・人手不足の現在、人材確保の面からも、ハッピー・パートナー企業であることのメリットを活用できるのではないか。
- ・子育て世代が再就職できるための取組の継続を望む。どのような制度を利用して就労をしているのか等の具体的な活用事例があると分かりやすく、再就職を考えるきっかけにもなるのではないか。
- ・病児や病後児保育への取組は難しい課題が予見できるが、着実に進めてほしい。
- ・保育サービスの充足はシティセールスにも大きく貢献するところだと思うので、ぜひ注力してほしい。

Ⅲ あらゆる分野での男女共同参画の推進

重点目標5：政策・方針、意思決定過程への女性の参画拡大

<p>二次評価（人権啓発・男女共同参画室による評価）</p> <p>市の審議会等の女性の登用率は31.7%で、前年度と比較すると2.7%減少した。公募委員等の選考時に、女性委員の登用を積極的に進めても、公募以外の委員において、推薦団体自体の女性割合が低いものもあり、全ての附属機関で統一的に女性割合の引き上げができない。</p> <p>市の女性職員の管理・監督職への積極的登用では、管理職となる50歳代の女性職員の絶対数が少ない状態が続いている。研修機会を通じて管理・監督職としての意識付けを継続し、長期的な視点で着実に登用率の向上を図る必要がある。</p>
<p>男女共同参画審議会委員による評価</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新潟県、市町村の女性管理職の登用率の低さは、女性職員の絶対数の少なさもあるが、女性の意識の低さも要因の一つではないか。登用率について数字目標は大事だが、根本的なところで「なりたくてもなれないのか」「なりたくないのか」という意識の部分をしっかり捉えておかないと効果的な施策にはならないのではないか。 ・女性の意識改革と男性が持っている仕事に対する古い常識を同時に変えていかないと、男女共同参画は進まない。 ・個々の団体すべてにおいて、統一的に女性の割合の引き上げは難しいと思われるが、審議会等の登用に関しては引き続き、選考時に女性委員の登用を促すなど、関係各課に周知徹底する必要がある。 ・市職員の管理職への登用については、男女関係なくその力量で誰もが認める者の登用であってほしい。管理職に就けるような技量を持てるような研修の機会を男女問わず平等に持てること、性別を限定した人事がされないようにすることが大切である。 ・休業している人に、安心して職場復帰するための情報提供をしていくことが、雇用側の新しい姿勢になるのではないか。 ・意思決定の場に女性がいないところでも、その場にいる方が女性の意見を取り入れる努力をすることで女性の意見を反映できる。（男性がいないところでも、男性の意見を取り入れる努力をすることも） ・女性人材登録制度について、「女性」とつけるので、普及が進まないのではないか。管理の労力が增加するが、男性も含めた人材登録制度とすれば、普及も進むのではないか。

Ⅲ あらゆる分野での男女共同参画の推進

重点目標6：地域活動等における男女共同参画の推進

二次評価（人権啓発・男女共同参画室による評価）

地域活動においては、男女が共に協力しているいろいろな事業が展開されているが、地域活動の中心を担っているのは男性が多い。

市民活動センター「まちから」では、さまざまな団体が交流できるイベントを実施し、交流会を通じた人材育成に取り組んでいる。

女性消防団員の人数は35名で、前年度に比べ10名増加している。平成29年度に初めて女性消防団員のみによる応急手当講習会が開催された。女性応急手当普及員の開催する応急手当講習会により応急手当の普及を行っている。

自主防災組織の運営主体が町内会役員であることから女性の参加が少ない。防災出前講座メニューに簡単調理を取り入れる等女性参画に工夫をしている。

様々な分野において、女性の視点もふまえながら、女性の参加しやすい機会を増やすことによって、地域活動における男女共同参画の着実な推進を図ることが重要である。

男女共同参画審議会委員による評価

- ・地域活動に関しての参加は男性が多く、PTA行事に関しては比較的女性の出席が多いことから、PTA保護者への積極的な地域活動への参画を図るよう、学校との連携が必要である。また、個々人の意識改革も必要である。まずは、地域役員や様々な団体長から女性の参画を促す研修会に参加してもらうような工夫も必要ではないか。
- ・各種の地域防災訓練や要配慮者の避難訓練等には多くの女性から参加が得られている。このことから、他の講座要請へのヒントがあるのではないか。
- ・良い意味での性差や特性を踏まえた役割もある。男女ともに得意な活動、不得意な活動があると思うが、参加する方が自分の得意分野を活かし、協力し合いながら地域活動を進めていくことができればよい。
- ・地域活動に男女関係なく、若い世代の参加が少ないことが問題である。様々な世代の方が参加できるような活動が沢山あればよい。それぞれの年代に応じて積極的に参加することで男性、女性といった垣根がなくなるのではないか。
- ・近年大きな災害が多発し、防災面から女性の役割や教育も盛んになりつつあるが、地域の自治体職員や地域住民の取り分け男性に対して、男女共同参画社会の基本認識が高まる働きかけが必要ではないか。
- ・災害時のプライバシー保護について、プライバシーウォールなど、女性に必要とされる設備を糸口に、防災についての参画を呼び掛けてはどうか。
- ・原子力発電所の緊急事態に対する応急対応などをトピックスに講習などを行えば、子育て世代の女性の参画も増えてくるのではないか。

IV 男女の心とからだを守る環境づくり

重点目標7：配偶者等からの暴力の防止と被害者の保護及び自立支援

（柏崎市DV防止基本計画）

二次評価（人権啓発・男女共同参画室による評価）

DVに関する意識啓発では、若年層に対する研修として、平成26年度から高校生、大学生を対象とした「デートDV予防啓発講座」を開催している。平成29年度は3校で開催した。取組が広がるよう学校や関係者に働きかけていく必要がある。

DV防止・被害者支援のための講演会では、子どもに対するDV予防啓発を意識した内容とした。

女性福祉相談員による平成29年度の相談件数は519件（うちDV290件）あった。安全確保が必要な場合は、関係機関と連携をとり迅速に対応している。

被害者が相談窓口を知らずに相談できなかったということのないよう周知の機会を捉え、相談窓口を周知していく必要がある。

また、被害者、相談者のプライバシー保護と住民票の閲覧制限などの個人情報の保護、厳重な管理が必要である。

男女共同参画審議会委員による評価

- ・デートDV予防啓発講座を開催するだけでなく、アンケートを取り、生徒が感じたアンケート結果から先の取組につなげることが重要である。
- ・どんなことがDVなのか、男性側が理解していない場合もある。また男性が女性から受けるDVが増えていると聞く。DV相談カードを女性用トイレだけでなく、男性用トイレにも配置し、DVとなる行為を気づかせることも必要である。
- ・女性福祉相談員による相談件数の内訳が、広報やDV相談カード等で相談に来た人か他の方法で相談に来た人か、その割合を分析することで、今後の取組の検討に活かせるのではないか。
- ・各種相談窓口を知らない人が多い。予防啓発と相談窓口の周知を繰り返すことが、DV防止策の重要なことだと思うので、継続して実施し、多くの市民に知ってもらう必要がある。
- ・相談機関のご案内カードやリーフレットの設置場所として、スーパーマーケット・コンビニエンスストアなどの小売店に協力いただき、レジ前に設置させていただければ認知が増すのではないか。
- ・DV対応を行う職員の対応が誤ってしまうことのないよう、関わる職員の教育は今後もしっかりと行う必要がある。
- ・女性福祉相談員による相談対応件数も多いので、相談員の充実と、相談員自体のケアも望む。

IV 男女の心とからだを守る環境づくり

重点目標8：男女の性の尊重と健康支援

二次評価（人権啓発・男女共同参画室による評価）

年齢やライフステージに応じた健康支援が行われている。

思春期保健では、外部講師派遣事業の実施により専門的な知識を習得する機会を提供している。

妊娠中の父母には、妊娠中から夫の育児参画意識の醸成をめざしたセミナーを実施している。

女性がん検診では、無料クーポン券や検診会場で検診を勧めるなど、受診勧奨を行っている。

乳がん検診は、検診従事者をすべて女性とし、検診日に土曜日を設けるなど、受けやすい環境を整えている。

こころの相談窓口「まちかどオアシスこころ」では、青壮年期が相談しやすいように土曜・祝日を含めて開所したり、高齢者が相談しやすいよう交流サロンを設ける等の配慮をしている。

介護予防事業では、男性の参加が少ないため、男性によるコソコソ貯筋体操会場の働きかけを行った。引き続き世代に応じた健康支援により、男女が個人としての能力を発揮できる環境の整備が必要である。

男女共同参画審議会委員による評価

- ・検診時の待ち時間を活用したDVD視聴など、時間を有効に過ごすことが出来て良い。
- ・ストレスのない人はいないと思うので、「こころの相談窓口」があるのは良い。心療内科に行く前に話を聞いてもらうだけで心が軽くなると思われるので、有効な制度である。
- ・介護の現状として、他に相談しない男性が一人で抱えているケースがある。相談システムを再考し工夫改善を図るべきである。
- ・介護予防事業で男性参加が少ない理由に、自分なりに取り組んでいるという人もいるとは考えられるが、男性の方が健康や介護予防の意識が低い傾向があるのではないか。この分野に関しては男性が参加しやすい活動や取組という、他の分野とは逆の目線で考える必要がある。
- ・男女関係なく介護予防や介護に関することに関わらなければいけないと思うので、関わりやすくする仕組みを工夫する必要がある。
- ・地域の支え合いが推進されるようになったが、高齢者を支えるばかりではなく、介護を必要としない高齢者や男性の社会参加を促すような仕組みづくりも必要である。中学校区には必ず、学校支援コーディネーターが配置されていることもあり、学校と連携した中での高齢者の社会参加及び健康支援事業を検討しては如何か。横断的な整備を検討してほしい。
- ・妊娠中に限らず、夫の育児参画意識の醸成、維持のために、保育園の入園など、父母ともに参加する機会に繰り返し意識醸成の機会を提供してはどうか。

IV 男女の心とからだを守る環境づくり

重点目標9：困難を抱える人への自立支援

二次評価（人権啓発・男女共同参画室による評価）

社会的な問題である貧困に対応するため、様々な事情により生活を維持していくことが困難となっている方に、住み慣れた地域で自立した生活が送れるよう、相談や支援を行う生活困窮者自立支援制度に取り組んでいる。内容としては自立相談、就労準備、家計相談、住居確保給付金、子どもの学習支援がある。訪問型学習支援は、生活保護受給世帯とひとり親世帯を対象に事業を拡大した。

障害のある人に対する支援は、相談支援事業などの福祉サービスの充実が図られ、トータルな視点での支援が行われている。

地域生活における認知症に対する正しい理解促進のため、企業に対して認知症サポーター養成講座を実施している。日常生活に密着した見守り体制の構築に向け、各世代を対象に認知症に対する正しい知識の普及啓発を行う必要がある。

福祉サービスの情報の周知と利用の促進を図る必要がある。

男女共同参画審議会委員による評価

- ・この項目に関しては男女関係なく事業展開できている。
- ・子育て支援課、福祉課、介護高齢課の取組により、障害のある人、認知症の人に対しての理解や支援は効果的に進められている。
- ・小中学校では、就学援助の手続きについて周知徹底を図っており、ケースによっては受給申請することを勧める場合もあるが、引き続き、他の制度を含め必要な人が必要な支援を受けられるよう制度の周知方法を検討してほしい。
- ・ひとり親世帯等の子ども（生徒）の学習支援だけでなく、きめ細やかな相談支援を行える体制をとってほしい。
- ・地区民有志で「こども食堂」を設立し、試行錯誤しているようだが、持ち出しも多いと推測される。子どもの居場所を通じた支援体制をネットワーク化するなど、情報を共有する場を設定し、困難を抱える家庭への支援の輪を拡げてほしい。
- ・困難を抱える方々にとって、相談する行為そのものに、とても勇気が必要であると推測される。いつでも、どこでも気軽に相談できる支援体制と傾聴できる人材を養成する必要がある。
- ・生活困窮者の現状や支援の実態を市民にも広く認知されるよう取組の充実を願う。
- ・困難を抱えている人の多くは、複数の要因が絡まっていることが多い。一つの所で抱え込まず各支援窓口がチームで対応できるようネットワークを構築する環境を整えてもらいたい。
- ・各種相談窓口を知らない人が多い。多くの市民に存在を知ってもらうよう周知する必要がある。
- ・社会的弱者といわれる方々の支援は個人情報等のからみもあり、難しいところもある。各地区の民生委員や町内会、地区コミセン、包括支援センター、社会福祉協議会などのネットワークづくりが重要、さらに連携が深まるような仕組みづくりが必要である。

